

岐阜県・岐阜市と岐阜県産業環境保全協会との 懇談会 開催結果

(一社) 岐阜県産業環境保全協会

平成30年10月12日(金)午後2時から、岐阜市内のホテルグランヴェール岐山 5階 飛翔の間で、「岐阜県・岐阜市と岐阜県産業環境保全協会との懇談会」が開催され、岐阜県環境生活部廃棄物対策課および岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課の課長以下担当者8名、当協会から役員・委員等13名が出席しました。



懇談会全体

(出席者)

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

課長

篠田 範 夫

不法投棄監視監

安藤 英 之

技術課長補佐兼産業廃棄物係長

坂井田 雅 士

課長補佐兼監視指導係長

山田 和 宏

一般廃棄物係長

伊藤 明

岐阜市環境事業部産業廃棄物指導課

課長

宮居 仁 志

監視指導係長(主査)

市橋 厚 司

審査係長(主査)

若原 基 靖

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長	粥川 長 司
副理事長	澤田 裕 二
副理事長	丹羽 武
理事・総務委員会委員長	高井 勝 由
理事・総務委員会副委員長	傍島 壽 一
理事・研修指導委員会委員長	木村 順 一
理事・広報編集委員会委員長	石原 幸 喜
理事・広報編集委員会副委員長	濱岡 直 彦
広報編集委員会委員	小塚 将 樹
理事・適正処理委員会委員長	杉下 武 夫
監事・適正処理委員会委員	高木 雅 浩
専務理事	伊藤 誠 紀
事務局長	佐藤 正 幸

1 開会挨拶

はじめに、粥川理事長から、7月の西日本豪雨災害の廃棄物対策や豚コレラの発生に伴う対応などでお忙しい中ご出席頂いた県・市の関係課職員に御礼申し上げます。この懇談会は、昨年度から行っているが、産業廃棄物行政の改善等に関する会員からの要望を行政に届けたいということ、産業廃棄物の適正処理や資源循環に関する行政と協会との協力関係を強化したいということで開催させていただいている。会員からも開催の意義は大きい、継続して開催すべきであるという意見が圧倒的に多い。本日の要望事項は、そうした協会会員のためばかりでなく、県民・市民の環境の保全、生活の向上にもつながるものであるので、実現に向けて前向きな対応をお願いしたい。

特に、災害廃棄物処理対策、不適正処理対策については、少しでも具体的な行動に結びつけることができれば良いと考えている。県・市からもご意見、ご提案をお願いしたいとの挨拶がありました。



篠田廃棄物対策課長

続いて、岐阜県廃棄物対策課長 篠田範夫氏から、岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれては、不適正処理、資源循環対策について積極的に取り組んで頂き厚くお礼申し上げます。7月の豪雨災害においては、大変な猛暑の中、関市の仮置き場において混合となった災害廃棄物の分別作業を行っていただき、重ねて感謝申し上げます。今回の豪雨災害の経験より全市町村の災害廃棄物処理計画の策定が急務であると考えている。9月5日には、全市町村の担当者に対する災害廃棄物の処理に関する研修会を行ったが、関市や下呂市の担当者から、処理計画を策定していた



粥川理事長

お陰で災害廃棄物処理がスムーズに行うことができたとの発表があり、処理計画の重要性が改めて認識された。また、収集運搬については、14市町村による仮置き場から処理施設まで運搬する協力体制が取れたが、一方で、廃棄物を運搬車両に積み込むための重機が一時的に不足した。発災直後から市町村との委託契約をスムーズに締結できるようにするためには、市町村と貴協会との協定が意義あるものと考えており、期待しているところである。本日は、昨年度に続き二回目の懇談会となるが、忌憚のないご意見を伺って廃棄物の適正処理に向けて、実りある会としたいとの挨拶がありました。

岐阜市産業廃棄物指導課長 宮居仁志氏からは、昨年度に初めて開催された懇談会において、協会と岐阜市との大規模災害時における災害廃棄物処理支援協定締結の要望があったが、折しも一般廃棄物処理関係団体との協定締結に向けて準備をしているところであった。昨年12月に一般廃棄物処理関係2団体と協定を締結した。本年4月からは、岐阜県産業環境保全協会と協定締結のための協議を行っているところである。本日の懇談会が、お互いの課題解決に向けて有意義なものとなるよう期待しているとの挨拶がありました。



宮居産業廃棄物指導課長

2 要望及び回答

次の産業廃棄物行政に関する11項目の要望について、項目ごとに、協会側出席者から要望事項を説明し、県・市それぞれから回答をいただき、県・市の回答を受けて意見交換を行いました。

(1) 優良認定制度の普及、優良産廃処理業者の育成について



杉下適正処理委員長

杉下適正処理委員長からは、岐阜県及び岐阜市が発注する産業廃棄物の処理に係る契約において、国等が環境配慮契約法に基づいて行っている優良産廃処理業者に対する有利な取り扱い(裾切り方式による入札参加資格の設定)と同様の措置を導入していただきたい。

岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例は、優良産廃処理業者に処理を委託した場合、排出事業者に対して処理業者の実地調査等を免除している。

岐阜県・岐阜市においては、排出事業者に対する確認・監視義務と優良認定制度に係る周知徹底、排出事業者による確認・監視の実施状況の把握をどのようにされているのか。

また、県及び市の機関が排出事業者となって発注する案件について、担当部局による確認・監視が適切に行われているか否かをチェックする仕組みはあるか。ある場合、チェックの結果はどのようになっているのかとの要望・質問がありました。

岐阜県からは、環境配慮契約法の所管課である環境管理課に見解を聞いたところ、現時点では、「裾切り方式」を全庁的に導入する予定はないとの反応であったが、裾切り方式を導入することは発注する担当課の判断であるので、各担当課への制度の周知を依頼したところで

ある。

二番目の廃棄物の適正処理等に関する条例については、不適正な処理が判明した場合には、排出事業者が県に報告することとなっており、県がそれを把握する制度となっている。県が排出事業者となった場合については、排出事業者となる担当課が行った実地確認等の実施状況をチェックする仕組みは設けていないという説明がありました。

岐阜市からは、産業廃棄物適正処理の観点からも、優良認定制度は重要であると考えている。岐阜市が排出事業者となる場合、多量排出事業者(産業廃棄物1,000 t/年・特別管理産業廃棄物50 t/年)がまず考えられるが、該当するところとしては上下水道事業部が所管する下水道汚泥がある、今のところ下水道汚泥を自家処理してリン(P)を回収して肥料にする取組を行っている。もう一件は、市民病院における医療感染性の産業廃棄物で年間約300トンを出している。病院においても優良産廃処理業者を選定することを念頭に置いているが、今のところ他県業者しか処理できないということで、他県の優良産廃処理業者に処理を委託している。それ以外は、スポット的な少量の廃棄物を処理する場合はほとんどであるので各担当部局に情報提供はしているが、優良産廃処理業者を有利な取り扱いにすることは、なかなか難しいというのが現状であった。ただし、優良産廃処理業者の制度は適正処理につながるので、引き続き関係課等に情報提供していきたい。

また、排出事業者となる部署については、昨年も回答したとおり委託契約に際して、事前決裁を行う場合に合議をするように制度化して事前チェックをしている。その際に委託業者への実地調査を行うように指導しているが、その後の状況については把握していないとの回答がありました。

これに対し、伊藤専務理事からは、各担当課に周知するだけではなかなか進まないのではないかと質問がありました。

県からは、環境配慮契約法の各所属への周知が十分でないということと、最終的に契約について判断するのは、担当課であるため、周知を依頼してまいりたいとの回答がありました。

関連して、佐藤事務局長から、各課に対し指名競争入札にあたっては、優良認定業者を優先的に入れるように文書等で申し入れすることはどうかという意見がありました。

県からは、環境配慮契約法は、廃棄物の関係だけではないので、まずは各担当課に判断してもらうためにも周知を依頼しているとの回答がありました。

木村研修指導委員長からは、回答を求めるのではないが、(株)新木村はエコアクション21の認定を受けているが、県の方から指導があつて優良認定制度を取得した。それに伴い事務能力の点からISO9000シリーズをやめた。その結果、建設業における経営審査の加算点数が減少したが、そこまでして県の指導に従って優良認定業者になっている。率直に言って、なにがしかの見返りがあつても良いのではないかと考えているとの意見がありました。

(2) 排出事業者に対する指導の強化について

木村研修指導委員長からは、協会の声として「委託契約書について記載の仕方が分からない。なかには、存在自体知らないといった排出事業者も多く見られる。」「民間工事を主

とした建築関係事業者の委託・マニフェストに対する認知度は未だに低い。」「建築廃棄物の排出事業者は個人事業主も多く、産廃処理に関する無知が不適正処理の一因となっている。処理事業者はその都度説明をしなければならず、負担になっている。」という人が多い。

不適正処理事案を防止していくためには、排出者責任に関する行政からの啓蒙が重要であり、排出事業者に対する指導を許可業者任せにするのではなく、処理業者に対するのと同様に、公平かつ厳正な指導を徹底していただきたい。昨年度も要望事項となったが、零細事業を営む排出事業者は、依然として先に述べたような対応をされる場所があるので排出事業者への周知徹底をお願いしたいとの要望がありました。



木村研修指導委員長

県からは、排出事業者に対する各種研修会による周知、立入指導による啓発は、今後も継続して行っていく。これに合わせ、排出事業者の数が非常に多いことから県所管課を通じて幅広くチェックリストを配付することを検討しているとの回答がありました。また、排出事業者に対する啓発について、どのような問題があるかお聞きしたいとの質問がありました。

木村研修指導委員長からは、県が開催する研修・講座に参加される事業者の方については、何ら心配していない。排出事業者の数は、非常に多いので研修等に参加しない事業者が問題である。極端な話、半分にも満たないかもしれない。研修よりもっと前段階の「そんなことは関係ない」という意識の業者の方々が問題で、法律で処理の流れを説明しても分かってもらえない人もいる。そういった人(委託契約が必要なこと、マニフェストも必要なことを理解してくれない事業者)をどのように啓発していくかが課題であるとの回答がありました。

県からは、幅広く事業者へ啓発できるような方法について検討したいとの回答がありました。

岐阜市からは、以前から排出事業者への啓発活動や立入調査に力を注いできた。不十分かもしれないが、毎年30件程度の排出事業者へ立入調査を行ってきている。排出事業者から提出されるマニフェストの報告書等も活用して、今後も監視指導を強化してまいりたい。なお、電子マニフェストへの導入についても立入調査の際に合わせて普及啓発をしているとの回答がありました。

石原広報編集委員長からは、排出事業者の関係で、最近解体事業者でトルコ人の方々が増えているように思える。丸石(株)では、委託契約、マニフェストについてトルコ語でマニュアルを作成した。これは一例だが、排出事業者に説明する時に一番欲しいのは、法律等の解説をされた一枚ペラのチラシ風の説明書である。県の方では、30頁のマニュアルがあってそれを排出事業者にお見せするが、なかなか文言を読み込まれる事業者が少ないので出来るだけ一枚にまとめた解説を県・市が作成して、私ども処理業者が顧客にお見せしてしっかり説明することが出来るものをいただければありがたいので、ご検討をお願いしたいとの要望がありました。

澤田副理事長からは、元請業者等と委託契約を締結しようとする際に「下請届出」を出すように指導されたことが、他県の事例で存在する。委託契約と請負契約の差が分からない県の

方がいるので、そういうことの無いようにお願いしたいとの要望があった。

県からは、国際的な対応できるような資料を用意していないので、今後どうするのか検討したい。一枚物のチラシについては、チェックリストを作成する上で簡易化を図れば行ってまいりたい。委託契約と請負契約の違いについては、具体的な例があれば関係課に話ができるとの回答がありました。

(3) 産業廃棄物処理施設の許可について



濱岡広報編集副委員長

濱岡広報編集副委員長からは、施設の許可を取得してから老朽化した機械を新しい機械に入れ替える場合、「事業計画書」から「適合通知書」までの時間と労力のかかる手続きが必要となる。処理能力が従来施設と同等のものであるのならば、施設の許可の手続きを簡素化して早く稼働できるようにしていただけないか。岐阜県条例による合意形成の努力、岐阜市要綱による地域住民の同意等という独自手続きの簡素化も含め、機械の入れ替えの場合の事業者の負担軽減に配慮した適切な対応をお願いしたい。

また、県・市で対応できない場合は、国に対して積極的に改善策を提案していただきたい。昨年も同様の要望を行ったが、その後の進捗状況や何か良い方法があれば合わせて教えて欲しいとの要望がありました。

県からは、更新により機械を新しくする場合には、構造・維持管理に関する計画を提出していただき廃棄物処理法の基準に適合しているかどうかを確認する必要がある。そのため施設許可に係る手続きを簡素化することは、非常に難しい。処理能力を少なくするといった申請があった場合でも、能力がどの程度減っているのか、あるいは生活環境上の影響がどれほどなのかということを確認しなければならない。したがって、簡素化は非常に難しいと考えているとの回答がありました。

岐阜市からは、昨年度からは特に進展がない。施設の技術上の基準に適合するかどうかは、廃棄物処理法上の規定があるので厳正にせざるをえない。手続きの簡素化については、添付書類を省略できる場合もあるので、まずは相談いただきたい。1日で機械を入れ替えてきた場合もあるので、まずは事前に協議をして頂きたいとの説明がありました。

粥川理事長からは、今年度から全産連の役職につき法改正等にかかわることになったが、この問題は、全国的に環境省に対して要望されているところである。全産連は、27項目の要望を国に提出している。三分の一は、法改正で認められ、残りは、継続事項・検討事項となっている。全産連においても強く国に対して要望しているところであるので、県においても検討の場を設けていただけるとありがたいとの要望がありました。

(4) 行政部内における見解の統一と職員の研鑽、育成について

石原広報編集委員長からは、一般廃棄物と産業廃棄物の境、災害廃棄物のとらえ方、有価物と廃棄物の境、廃棄物の種別の問題、設備更新の規模の問題、一時保管や積替保管の解釈

等、現地機関や担当職員によって見解が異なることが往々にして見受けられる。行政におかれては、分かりやすい規定集、事例集やマニュアルの整備、職員研修の徹底等により見解の統一に心がけてほしい。昨年も要望したが、担当によって見解が異なりトラブルになることが困る。丸石(株)においても、昨年このようなトラブルがあり、県・市に相談させていただいた。こうしたことを踏まえ、社内に法務部を設置したところである。県・市におかれても、情報共有や職員の育成に努めていただきたいとの要望がありました。



石原広報編集委員長

県からは、「事務の手引き」等によって対応させていただいており、引き続き職員の研鑽、育成に努めてまいりたいとの説明がありました。

岐阜市からは、情報共有や定例的な研修を実施しているが、今後も見解の統一に努めて参りたい。いろいろな相談があるが、個別案件により見解の相違、関係機関との調整、他の行政機関への照会といったことが必要となる場合もあり、時間がかかることあるのでご理解願いたいとの説明がありました。

木村研修指導委員長からは、当社の担当者が、ある町役場の担当課に住宅解体を行うに当たり残置物の処理を行う必要があるので一般廃棄物処理業者の紹介をお願いしたところ、それは、産業廃棄物処理業者の仕事ではないかといわれた。やむをえず、私の方からその物件のエリアを担当する一般廃棄物処理業者に心当たりがあったので連絡し事なきを得たが、まだ、二ヶ月前の実話である。町役場によっては、その程度の認識しかない職員もいるので職員育成等をよろしく願いたいとの要望がありました。

粥川理事長からは、7月の豪雨で発生した災害廃棄物の処理に当たり、関市の担当課から産業廃棄物として処理したいので(株)粥川商店に処理を依頼された。その時に、処理可能との回答をしたところ一般廃棄物の処理業者に運ばせると言われた。法的に疑問を持ちながら聞いていたが、産業廃棄物の取り扱いで行うのであれば、運搬の時からそのような取り扱いになるので、見解をはっきりさせてもらうよう指導していただきたいとの意見がありました。

県からは、建物の解体時における残置物について環境省から本年6月に通知が出されており、建物の解体に伴い発生する廃棄物については産業廃棄物、建物の中にある残置物は、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物、事業活動を行う者が排出する場合は産業廃棄物または事業系一般廃棄物となるという主旨を改めて市町村に通知したところであるという説明がありました。

(5) 市町村に対する指導の強化について

傍島総務副委員長からは、市町村の公共事業(廃棄物の処理)において、産業廃棄物の適正処理の観点から必ずしも適切でない発注等の事例がある。また、部署によって廃棄物処理に理解のあるところとそうでないところがあるので、工事監督も含めてしっかり市町村職員の教育指導をお願いしたい。昨年、県から産業廃棄物処理施設に関する立ち入り権限を与えるため県職員に併任した市町村職員に対し、産業廃棄物に関する職員研修を行っており、そう



傍島総務副委員長

した市町村の環境担当職員を通じて、市町村の担当職員に対する廃棄物処理法の周知を図っていききたいとの回答があったが、併任職員に対する研修は、例えば市町村事業に対するチェックリストや事例検討を行う等内容に工夫がなければ市町村事業における適正な取り扱いが十分でなくなる。また、岐阜市からは、「廃棄物処理協議書」を産業廃棄物指導課に提出させ、合議という形で確認しているということであったが、新たに講じられた措置等あったらお教え願いたいとの要望がありました。

県からは、昨年度、ご説明した併任した市町村職員の研修については、不適正処理の早期現場立入調査を目的としたものであり、市町村事業に対する指導を目的としたものではない。現在、市町村が排出事業者となった場合の適正処理に向け、チェックリストを利用した周知を図ることを検討しているとの回答がありました。

また、岐阜市からは、昨年から新たに講じた措置は無い旨の回答がありました。

傍島総務副委員長からは、県の手引き等を読むと分かりづらい文言が多いので、出来たらイラスト・漫画等を活用して分かりやすくすることも考えて欲しいとの要望がありました。

県からは、チェックリストの項目は、最小限で考えているが、イラスト等を入れることも検討したいとの回答がありました。

(6) 再生品利用の促進について

高井総務委員長からは、建設リサイクル法が2000年に施行されて十数年が経過し、建設現場から中間処理施設に持ち込まれる産業廃棄物の割合は100%に近づいているが、近年、再生品利用が少なく、再生品の保管場所に苦慮している状況である。再生品が売れなければ、廃棄物の受け入れが不可能となり、再資源化できないこととなるので、公共事業での利活用を促進していただきたいとの要望を昨年度させていただいた。



高井総務委員長

県・市からは、県・市発注の公共事業については、従来から再生品の利活用に務めてきているところであるが、こういった要望があったことを担当部局に伝えておくということであったが、担当部局に伝えた内容と対応をお聴かせ願いたいとの要望がありました。

県からは、建設副産物の担当課である技術検査課に、建設副産物の有効利用促進をお願いした。技術検査課からは、従来から利活用に努めているという回答があったとの説明がありました。

岐阜市からは、再生利用の促進は出口ベースのことであり重要なことと認識している。担当課は工事検査課となるが、再生利用について周知を図っていくということである。具体的には、公共事業における再生砕石の利用を標準仕様として定めているので、基本的には使用されることとなる。また、物品購入においてもグリーン購入法があり、再生砕石の利用を推進しているのが全庁的な動きであるという説明がありました。

高井総務委員長からは、公共事業の請負をしている中で設計部門の担当者においては、再生砕石の利用が少なくて業者が困っているという実体を知らないと思われるので、技術検査課等から設計部門に話をしていただくようお願いしたいとの要望がありました。

木村研修指導委員長からは、再生砕石の利用というのは、路盤・路床に限るということを聞いたが、これに限ると物量的に余りが出てくるというのが当然の結果となる。愛知県では、過去に、施主の了解の下、再生砕石である程度の埋め立てを行ったが、行政機関からは再生砕石は、路盤・路床に使用する物であり埋め立てに使用するものではないという見解が示され、その問題が起きてから名古屋市内の再生砕石の事業所は業務がストップし、名古屋市内の解体業者は、コンクリートがらの処理に困ったという事例がある。国の方針であるので、県・市では、どうにもならないというところがあるかもしれないが、再生砕石の利用について路盤・路床以外に利用する方法が見つからないのかという質問がありました。

県からは、埋め立て条例というのがあるが、一番問題になるのが環境への影響があるかないかということで、影響ないということが証明されれば、利用方法も広まるとされるとの回答がありました。

木村研修指導委員長からは、公共事業から排出されるコンクリートガラ等の他に民間から排出されるガラもある。国においても民間からの排出量について把握していないようであり、路盤・路床に使用目的を限れば、保管場所に再生砕石が山積みとなる。そうすると今度は、保管基準違反ということになるので、産業廃棄物の受け入れも止まってしまう。そういった場合に、仮置き場で保管しておいてもよいという制度を設けていただければ、そういった問題を解決できるのではないかという提案がありました。

高井総務委員長からは、現在行われている舗装工事は、切削オーバーレイといって舗装部分だけを切削して舗装し直すという工法が取られている。以前は、路盤・路床から打ち直しておこなう工法であったため路盤材も需要があった。そういった事情もあるということも認識しておいていただきたいとの意見がありました。

石原広報編集委員長からは、県から説明があったように再生砕石の環境基準ということについては、六価クロムについては、試験を行ってクリアしたものを再生砕石として出荷している。県の建設・土木部局で重金属の試験項目・基準を設定してクリアしたものを路盤・路床以外にも使用できるような検討をするための研究会等を立ち上げて検討していただきたいとの要望がありました。

(7) 大規模災害時における廃棄物処理支援について

伊藤専務理事からは、当協会は、県との協定に加えて、市町村との協定締結を進めることとし、現在、年内の締結を目指して岐阜市と協議中である。また、今年7月には、3日間にわたり関市において西日本豪雨災害による廃棄物処理の選別作業を行ったところである。

今回の関市での協会の活動は、県との協定に基づかないボランティアとしてのものであった。県は、被災市町村に対する助言・支援を、プッシュ型で強力に行われたと思うが、協会としては、「県と協会との協定は、このような時のためにあったのではなかったのか。」とい



伊藤専務理事

う思いを強くした。協会では、市町村との協定締結を順次進めるが、県におかれては、市町村の必要な支援要請が確実になされるよう、今後とも協会の支援に関する市町村への周知にご協力いただきたいとの要望がありました。

県からは、今年7月の豪雨災害では、関市の災害廃棄物仮置き場の選別に理事長を始め多くの方々に協力していただき厚く御礼申し上げます。関係団体、市町村等の協力により畳・紙・木くず等可燃物で腐敗性のある廃棄物については、7月末までに運搬することができた。今回は、貴協会からの申し出により無償でご協力いただいたところであるが、県と貴協会との協定は、平成20年に締結されている。この協定の市町村への周知は、毎年開催している「災害廃棄物市町村担当者説明会」において周知している。今年も5月23日に開催し、周知を図っている。また、今回協力していただいた仮置き場における選別作業についても、9月5日に「岐阜県災害廃棄物市町村等災害廃棄物担当者会議」を開催し、その中で貴協会の行った活動に対しても周知を図っているところである。

今後も、市町村担当者会議等で県との協定を始めとした貴協会の災害支援について周知を図ってまいりたい。引き続きご協力をお願いしたいとの説明がありました。

岐阜市からは、保全協会に期待することとして①災害廃棄物の収集運搬②分別③破碎処理④仮置き場の管理運営と⑤被災者に対するゴミの出し方に関する広報活動への協力等もお願いしたい。平常時には、情報伝達訓練を始めとした各種訓練を共同で行うことにより円滑な災害廃棄物の処理に対する活動ができることが期待できるのでよろしくお願いしたい。

また、公共事業における総合評価落札方式での協定参加企業への地域要件での加点ができることとなるので、会員の皆さんにも周知をお願いしたいとの説明がありました。

傍島総務副委員長からは、災害廃棄物の仮置き場への搬出について、排出事業者が分別することが大事だと思われるので、今後とも周知していただきたいとの要望がありました。

(8) 無料回収業者(無料引取り所)に対する指導・処分について

丹羽副理事長からは、今年6月に是正勧告が行われた引っ越し業者によるリサイクル家電の不正転売事案においてもそうであるが、業の許可を有する者が同様の違反をした場合に重い処分が下されるのに対し、許可を有しない者に対する指導の甘さが多分にあると思われる。県内に存在する無料回収業者(無料引取り所)に対し、改めて行政指導の徹底をお願いしたい。不要となった家電製品、パソコン、自転車、バイク、スチール製ロッカー、机などあらゆる物、一廃もあれば産廃もあり、県内の各地で収集・集積されている。産廃業界は廃棄物処理法の遵守が義務付けられ、違反行為には厳しい行政処分が課せられているが、これらの無料回収業者(無料引取り所)には行政処分が課せられているのか、県及び市においてどのような行政指導を行っているのか。違法と思われる行為に対しては、徹底した処分をお願いしたい。



丹羽副理事長

二日前に自宅のポストに無料回収のチラシが入っていたが、まだこんなことが行われているのかという感想を持った。実体も含めてご説明願いたいとの要望がありました。

県からは、平成21年頃から県内において借り上げた土地に各家庭で不用になった家電等を無料で引き取るという無料回収業者が増加した。無料回収業者が取り扱う物は、一般廃棄物がほとんどであるが、事務所から排出されるものは産業廃棄物となる場合があるので、それぞれ所管している市町村と県が連携して対応していく必要がある。

県では、無料回収業者に対する指導方針を策定して、平成24年度から市町村と連携し、毎年立入調査を実施している。議題(9)にもあるとおり有害使用済機器に関する法改正もあったので、今年度からは有害使用済機器に関する調査も合わせて行っている。平成24年度当初は、無料回収拠点が100カ所あったが、平成30年2月末現在では、46カ所となっている。このように回収拠点は半減しているが、回収方法が、拠点回収からポスティングによる訪問回収へと変わってきているので、実態把握が難しい面もあり市町村と連携して住民啓発の実施等を依頼し対応している。市町村と行う合同監視では、速やかな行政指導を行うとともに、必要な場合には報告・聴取を行う等産業廃棄物許可業者と同様な対応をしているが、これまでに措置命令等を行った事例は把握していない。今後も、市町村と連携しながら無料回収事業者に対する合同監視・指導を継続して行うとともに、産業廃棄物や有害使用済機器に関する違反があった場合には廃棄物処理法に基づき厳正に対応し、一般廃棄物に関する違反については市町村に助言等を行ってまいりたいとの回答がありました。

岐阜市からは、一般廃棄物の担当課が無料回収業者の動向を把握の上、当該事業者への立入を毎月行っている。その際に、不適正な行為等を発見した場合には、随時指導を行い必要に応じて警察へ情報提供している。平成21年と25年には、家電回収業者の不適正事案について警察と協力し、逮捕に至った事案もある。このように無料回収業者に対する指導については、全国的にも岐阜市の取組は注目を集めているような状況である。今後も継続的に立入指導を行って事案の解決を進めていくので、情報提供等ご協力をお願いしたい。今年度から有害使用済機器の問題もあるので、市においても監視指導を行っているとの説明がありました。

小塚委員からは、本日有料回収のチラシがポストに入っていた。買取額は、内税であり高く買っているようであり、エアコンについては500円の標記がされていたが、実際に売買されたら家電リサイクル法違反となる。法律の細かい目を逃れる様な業者、例えば、住民税を納税していないとか撤収に際してそのまま残置して逃げていくとかという業者がある。我々のような長く事業を行っている業者にとってみれば、目の上のタンコブのような存在であり、業績にも直結するので法に基づき厳正な措置をお願いしたいとの要望がありました。

岐阜市からは、平成21年、22年の頃は50カ所くらい市内に回収拠点があったが、警察と協力して摘発等を行い対処したところ、現在7～8カ所に減った。適正に行われていないところもあると思われるので、情報があればお寄せいただきたいとの説明がありました。

(9) 中国輸出規制に伴う有害使用済機器の処理について

小塚委員からは、本来の用途での使用が終了した電気電子機器等が、雑多な物と混ぜられ



小塚委員

た金属スクラップ(所謂、雑品スクラップ)などの形で、廃棄物処理法に基づく規制を受けずにスクラップヤード等で環境保全上不適切に取り扱われ、保管中のスクラップヤードでの火災事案の発生等を含む生活環境上の支障を生じることが懸念されている(環境省「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン(平成30年3月)から引用」)。また、現状は雑品スクラップの受け入れを金属リサイクル業者がそれぞれ中止したため、排出事業者が国内リサイクル可能なまでに解体処理をし、それぞれのリサイクル工程若しくは産業廃棄物として処理に回すことで対応がされているが、年内には中国側が完全に輸入禁止を打ち出す予定であり、一般家庭ないし業者から排出される有害使用済機器が溢れかえり、人目のつかない場所への不法投棄などが懸念される。

昨年の廃棄物処理法改正により、「有害使用済機器」の保管又は処分を業として行おうとする者に都道府県知事への届出が義務付けられたが、現在どのような状況になっているか。

また、中国の輸入禁止措置については、国への必要な対策の要望等何か考えておられるかとの質問がありました。

県からは、昨日(10月11日)現在で有害使用済み機器保管等届出が1件提出されている。中国の輸入規制に関する国への要望は、現在のところ、その予定はないとの回答がありました。

岐阜市からは、許可業者は有害使用済機器の保管・処分業の届け出は必要ないが、保管等される場合には、生活環境に支障を来さないよう有害使用済機器の保管基準等を遵守していただきたい。市内の雑品スクラップ業者については、現在立入を行い確認中であるが届出の対象となる業者は、確認できておらず届出件数は0件である。今後も立入指導等を行い有害使用済機器の届出が必要な場合は、提出を求めそうでない場合には、取り扱いを廃止するよう指導してまいりたい。なお、国から中国に限らず近隣諸国への雑品スクラップに関する輸出規制のアンケートがあったので、産業廃棄物処理業者に限らず排出事業者も含めた事業者が処理先の確保に苦慮しているという現状を国に対して回答しているとの説明がありました。

小塚委員からは、雑品スクラップについては、ヤードのみ調査しては駄目であり、排出事業者である配線事業者等が家庭に持ち帰り一般廃棄物として出すことも考えて対応して頂きたい。実際に、岐阜市の一般廃棄物処理を行うクリーンセンターでは、シュレッダーくずの中から家電製品に使用されていると思われる銅、亜鉛、プラスチック等が多くなってきているらしいので、対応できる処理機器等の導入も対応策として考えて欲しいとの要望がありました。

岐阜市からは、ご指摘の件はもっともであるが、今回の廃棄物処理法改正に基づく使用済有害電子機器の届出については、ヤード部分が対象となるので、とりあえずその部分の規制をしているということをご理解をお願いしたいとの説明がありました。

県からは、雑品スクラップの元となる家電製品、小型家電製品は、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法の対象となっているが、特に小型家電については、基本的に市町村が回

収することになっており、市町村に回収体制を構築していただくことが重要であることを周知してまいりたい。また、東京オリンピックを控えたメダルプロジェクトにより、そういった気運も高まっているので市町村と協力しながら適正な処理推進を図って行きたいと考えているとの説明がありました。

(10) 合同調査(視察)への参加について

粥川理事長からは、現在は県のみ、市のみで行っておられる不法投棄現場調査等について、可能な範囲内で当協会も合同で参加・同行させていただけないか。

当事者責任は当然であるが、少しでも早い解決に向けた方針、方法が提案できるかもしれない。他県(愛知県、静岡県等)の協会でも実施されており、良いことは、岐阜県協会でも協力すべきであると考えている。平成元年に協会が設立されたが、その当時の理事長は、知事であったこともあり、当時は、研修目的ということで県職員と行動をともにした。保健所職員からも声をかけてもらったこともあるが、現在はそういった活動が停止になっているので、支障の無い限り一緒に行動すると良いと思い提案させていただいたとの説明がありました。

なお、「(11)不法投棄の撤去協力について」を合わせて説明されました。

(11) 不法投棄の撤去協力について

粥川理事長から、道路際、河川敷等の小規模な不法投棄現場の撤去を、『環境週間』のような期間中に、県・市町村・業界・自治会等を交えて実施することはどうか。一般廃棄物が多いと思われるので、管轄市町村の処理場に搬入することになる。岐阜県内を県事務所毎のブロック単位に分け、それぞれのブロック会員が参加するといった方法で、成果を上げられればよいと考えている。

活動場所の候補としては、①道路際、河川敷、県庁、市役所、主要駅前等②観光名所等、主要駅から続く主要道路・河川敷等③メイン道路(インターチェンジから最初の交差点、河川堤防との交差点等)が考えられる。

具体的には、各務原ICの近くに住んでいるがICを下りてくると分離帯にゴミがかなりあったり雑草が茂っているのを心苦しく思っている。岐阜市内の名鉄新岐阜駅前の地下道もかなりよごれが目立つ、そういった体験から環境週間に限らず県・市が長良川美化活動等を行われる際には、協会にも声をかけていただきたい。できるだけ協力していきたいと思っているので、機会を与えていただきたいとの要望がありました。

県からは、「(10)合同調査」について、現在行っている現地調査は、現状把握のうえ行政指導等を行うことを想定して実施しているので、場合によっては関係業者と対峙することもある。貴協会員を同行して実施することは、基本的には馴染まないと考えている。

現行、貴協会の適正処理委員会パトロールに参加させていただいているが、場合によっては愛知県や静岡県の事例を参考に充実することを検討したい。不適正処理事案解決に向けての撤去の方法について、専門家として皆様のご意見を伺う必要がある場合にはご協力をよろしく願いたい。あわせて「(11)不法投棄の撤去協力」について、県では『美しいふるさと

運動「空き缶クリーン・キャンペーン週間」]として、県庁、総合庁舎ごとに清掃活動を年2回行っているところである。

なお、不適正処理事案のうち、行為者が特定できない等により産業廃棄物の撤去が滞っている事案については、貴協会会員のノウハウを活用させて頂く場合もあるので、その際には個別に相談させていただきたいとの説明がありました。

岐阜市からは、合同調査について協会からの申し出は非常にありがたいが、調査の内容によっては同行等困難な場合も多いかと思われるので了解願いたい。保全協会では、毎年適正処理パトロールを実施し行政との意見交換を行っているが、充実を図っていくのもひとつの方法と考えている。「(11)不法投棄の撤去協力」については、6月の「環境月間」において岐阜市を主体として自治会や環境保全団体等の協力を得ながら岐阜市内の清掃活動を行っており、清掃活動にともない小規模な不法投棄現場での廃棄物の撤去等を賄っていると考えている。

不法投棄等の処理依頼を行うことは今のところないが、新たに発生した場合には、ご協力をお願いしたい。清掃活動のご協力が得られるのであれば、岐阜市にご相談していただければありがたいとの説明がありました。

粥川理事長からは、清掃活動等の年間スケジュールや案内を事前にいただけるとありがたいとの要望がありました。

また、深ボディーの4トントラックで産業廃棄物運搬車と思われる車両が、収集運搬車・会社名等の表示のないまま運行されているのを多く見かける。前回も話をしたが、そういった車両取締りのパトロール等の際には協力するので、できたら同行させていただきたいとの要望がありました。

県からは、『美しいふるさと運動「空き缶クリーン・キャンペーン週間」]については、貴協会にも通知させていただいているので、ご協力いただけるとありがたい。また、運搬車両を止めて実施する路上検査については、行政権限により行っているため、同行は難しいと考えているのでご理解いただきたいとの説明がありました。

(その他)

県から「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」において事業計画書等を作成する際には、「手続の手引き(事業者用)」がホームページに掲載されているので、是非参考にさせていただきたいとの依頼がありました。

3 開会の言葉

最後に、澤田副理事長から、御出席頂いた岐阜県、岐阜市の職員の方々に対し、協会の要望・意見に真摯に御回答いただきお礼申し上げます。本日の要望事項は、協会からの切実な要望であるので、実現に向けて是非努力していただきたい。不適正処理問題、災害廃棄物対策については、県・市の施策に対して引き続き協力してまいります。

今後とも協会並びに協会員に対する適切な指導をお願いしたいとの挨拶があり、閉会となりました。



澤田副理事長